

## 会議録調製時における字句の調整に関する取扱要領（昭和53年4月21日）

（趣旨）

**第1条** この要領は、宮崎市議会会議録の調製に関し一定の統一を図るため、整文について必要な事項を定めるものとする。

（整文の基本的な考え方）

**第2条** 整文に当たっては、発言の趣旨の変更に及ばない範囲で、必要最小限度にとどめるとともに、発言者の口調を損なわないようにするものとする。

（整文の適用除外）

**第3条** 次の場合については、整文を行わず記録するものとする。

- （1）懲罰の対象になったもの
- （2）取り消し、訂正の対象となったもの
- （3）会議が混乱しているときのもの
- （4）将来問題になると予想されるもの
- （5）その他、上記に準ずる場合

（整文の対象、処理方法）

**第4条** 会議録調製時における字句の修正は次による。なお、客観的に見て明らかに不相当と判断されるものの修正を行うものとする。

（1）単純なもの

固有名詞、数値、年号、その他常識的な言い間違い

例1 （原発言） 原田市長

（整文例） 山田市長

例2 （原発言） 平成十六年度が一四・二〇%

（整文例） 平成十六年度が四一・二〇%

例3 （原発言） 昭和二十六年から平成十一年まで

（整文例） 昭和五十六年から平成十一年まで

（2）助詞、接続詞、その他

ア 発言者の意図が逆転、不明となるもの

イ 文章として成り立たなくなるもの

例1 （原発言） 市長が今お答えあったように

（整文例） 市長から今お答えあったように

例2 （原発言） 協議会、開催され

（整文例） 協議会が開催され

- 例3 (原発言) そう思いません。  
(整文例) そう思いませんか。

(3) 重複

くせによる反復、言い直して重複するもの(発言者が意図して言ったものは除く)

- 例1 (原発言) 開催されることを基本とされております  
(整文例) 開催を基本とされております  
例2 (原発言) 下が、下も一緒です。  
(整文例) 下も一緒です。  
例3 (原発言) 文章が大変に、とても分かりやすい  
(整文例) 文章がとても分かりやすい

(4) 前後の入れ替え

言葉の前後が入れ替わっているもの。

- 例1 (原発言) 掛かる、年間三百万円、この事業は。  
(整文例) この事業は、年間三百万円掛かる。  
例2 (原発言) どうするのか、対策については、伺います、再度。  
(整文例) 対策についてはどうするのか、再度伺います。

(5) 無意味な発言

くせ、間つなぎ(例: まあ、ですね、で、あ、と……)でその場にあって意味をなさないもの

- 例1 (原発言) それは、まあ、こういう状況にあると、  
(整文例) それは、こういう状況にあると、  
例2 (原発言) えー、平成二十九年七月には、  
(整文例) 平成二十九年七月には、  
例3 (原発言) 1,000 トンデ 5万円  
(整文例) 1,005 万円

(6) 議案、説明文、著書、条文、その他の引用

引用が明らかなもので誤った読み方、発言をした場合

- 例1 (原発言) 木を見て森を見る  
(整文例) 木を見て森を見ず  
例2 (原発言) 横やりが出ると話が進まない。  
(整文例) 横やりが入ると話が進まない。  
例3 (原発言) 宮崎市国民健康保険税条例  
(整文例) 宮崎市国民健康保険条例

(7) その他必要がある場合

ア 文字化すると別の意味にとれる発言等、その他必要がある場合は、整文を行う

例1 (原発言) 私は議長と市長の部屋に行きました。  
(整文例) 私は、議長と市長の部屋に行きました。  
私は議長と、市長の部屋に行きました。

例2 (原発言) 傾向により強く反応しました。  
(整文例) 傾向により、強く反応しました。  
傾向に、より強く反応しました。

イ 不規則発言

議長や委員長から指名されていない状態で発言した「不規則発言」は、原則、表記しない。ただし、以下の場合は記載する。

(ア) 議事運営に直接関わる場合(議事進行に関する発言や動議提出に関する発言など)

(イ) 議長や委員長から指名された者が、不規則発言に応答したり、議長が注意を与えた場合

ウ 情景描写

かっこ〔〕書きで記載する。

例：〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〔「なし」と呼ぶ者あり〕〔賛成者起立〕  
〔議長、表彰状受賞・伝達のため離席〕、〔拍手〕、〔受賞者自席へ着席〕

エ 「」(かぎかっこ)、()の使用

「」、()が付いた固有名詞以外は、基本的には「」、()を使用しない。

(漢字の使い分けについて)

**第5条** 原則として、「標準用字用例辞典」(公益社団法人 日本速記協会)に準ずる。ただし、追悼演説等特殊なものについてはこの限りではない。

2 法律の条文、予算の費目を明らかに引用したものは、原文のままとする。

3 議員提出議案等でそのまま記載するものについては、原文のままとする。

(その他)

**第6条** 修正の可否が不明な場合には、議長の決定によるものとする。

附則

この要領は、令和2年11月30日から施行する。